

公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第16号

公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会規程（2019年4月1日規程第27号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学の学部及び大学院に係る<u>入学者の選抜</u>について調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教授会</u>(以下「教授会」という。)及び<u>公立大学法人神戸市看護大学大学院研究科委員会</u>(以下「研究科委員会」という。)の下に公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務・施設担当理事</u>が指名する職員(前号の教員を除く。)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p>	<p><u>入学者選</u></p> <p><u>抜試験の方法</u> <u>学長</u></p> <p><u>事務局長</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>公立大学法人神戸市看護大学入学試験管理委員会規程(2019年4月規程第16号)は、廃止する。</u></p>